

五	四	三	二	一	条	平	省	○
募入決定の法	発行方法	用振の法発等替條律行法項及ののび根適そ拠		号名稱及び記	件等を次とのとおり告示する。	成二十三年六月八日	令第三十号	財務省告示第二百二十九号

各札じるる利振の以律社条九特回十第回第十第回第十年二九利付債第一年別回二、十五九回回付、國庫債券(二十年)～第百二十回及び利付國庫債券(三十年)～第百三十回、野田佳彦
 申に。数利回替適下(平成十三年法律第七十五号)～第百三十回、第十八回、第十九回回付、國庫債券(三十年)～第百三十回、野田佳彦
 込よを値回り機用「振替」の振替に第十九回回付、國庫債券(三十年)～第百三十回、野田佳彦
 みる競をり格関を振株式等の振替に第十九回回付、國庫債券(三十年)～第百三十回、野田佳彦
 の發争いに差は受替に第十九回回付、國庫債券(三十年)～第百三十回、野田佳彦
 う行にう応へ日け法に第十九回回付、國庫債券(三十年)～第百三十回、野田佳彦
 ち付。募第本る「振替」に第十九回回付、國庫債券(三十年)～第百三十回、野田佳彦
 利回り付。募第本る「振替」に第十九回回付、國庫債券(三十年)～第百三十回、野田佳彦
 し次し十銀も「振替」に第十九回回付、國庫債券(三十年)～第百三十回、野田佳彦
 回り付。募第本る「振替」に第十九回回付、國庫債券(三十年)～第百三十回、野田佳彦
 行に者号とと。わおがにすしれい加規る、の規定。その規定の定。その規定の定。

申に。数利回替適下(平成十三年法律第七十五号)～第百三十回、第十八回、第十九回回付、國庫債券(三十年)～第百三十回、野田佳彦
 込よを値回り機用「振替」の振替に第十九回回付、國庫債券(三十年)～第百三十回、野田佳彦
 みる競をり格関を振株式等の振替に第十九回回付、國庫債券(三十年)～第百三十回、野田佳彦
 の發争いに差は受替に第十九回回付、國庫債券(三十年)～第百三十回、野田佳彦
 う行にう応へ日け法に第十九回回付、國庫債券(三十年)～第百三十回、野田佳彦
 ち付。募第本る「振替」に第十九回回付、國庫債券(三十年)～第百三十回、野田佳彦
 利回り付。募第本る「振替」に第十九回回付、國庫債券(三十年)～第百三十回、野田佳彦
 し次し十銀も「振替」に第十九回回付、國庫債券(三十年)～第百三十回、野田佳彦
 回り付。募第本る「振替」に第十九回回付、國庫債券(三十年)～第百三十回、野田佳彦
 行に者号とと。わおがにすしれい加規る、の規定。その規定の定。その規定の定。

十 十
三 一

利 率

十	十	九	八	七	六
一					
發		振額	最低	払込	發行
發		替	額	金	方法
行	行	單	面	額	
価		位	金	額	
格	日				

出百発平す額の振
し円行成るの記替
たに対二。整載法
金つ象十数又の規
額き国三倍は規
、債年記定
次ご六金録に
のと月額はよ
算に八に、る
式、日よ最振
に額る低替
よ面も額口
り金の面座
算額と金簿

五円三
万千内
円百訳
十八別
億表三
五千の
百億と
四円お
十九り
万九一
四千順
次

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

十
十
十
七
六
五

各 準 入 債 債
發 と 札 還 還
行 す の 金 期
對 る 基 額 限

頭 証 平 額 (一)
売 券 成 面 別
買 業 二 金 表
參 協 十 額 の
考 会 三 百 と
統 が 年 円 お
計 發 六 に り
值 表 月 つ)
表 し 三 き
に た 日 百
掲 公 付 円
載 社 で
さ 債 日
れ 店 本

十
四

利
子

す 日 日 う 算 と 發 第 (二)
る に に 。 式 し 行 十 控 得 は 出 に 住 時 額 金 に の 口 る に
期 支 当 た に 、 対 号 除 稅 外 し は 者 に へ 額 よ に 座 も 係 發
日 払 た だ よ 各 象 に す の 国 た 、 又 お た に い つ に の 行
に う る し り 支 国 規 る 税 法 金 前 は い だ 百 算 い 記 と 所 時
つ へ と 、 算 払 債 定 こ 率 人 額 記 外 て し 分 出 て 載 し 得 に
い 次 き 支 出 期 の す と を が に (一) 国 取 、 の し は 又 て 税 お
て 号 は 払 し に 支 る が 乘 適 当 の 法 得 当 二 た 、 は 振 が い
同 に 、 期 た お 払 發 で じ 用 該 算 人 す 該 十 金 前 記 替 源 て
じ お そ が 金 い 期 行 き た を 非 式 で 有 该 算 人 す 該 十 金 前 記 替 源 て
。 い の 銀 額 て を 日 る 金 受 居 に あ 者 債 乗 か (一) さ 座 徵 そ
。 て 翌 行 を 、 支 後 。 額 け 住 よ る が を じ ら の れ 簿 収 の
規 営 休 支 次 払 の ～ る 者 り 場 非 發 た 当 算 る 中 さ 利
定 業 業 払 の 期 各 を 所 又 算 合 居 行 金 該 式 も の れ 子

二十九十八
払者入払元利象
札場利回り國債の
期日参考所金支
の

平成二十三年六月八日

財務大臣から通知を受けた者

日本利回りと対象国債の平均値の単

(別表)

利 第三付 十 年 庫 回 債 券	利 第三付 十 年 庫 回 債 券	利 第三付 九 十 年 庫 回 債 券	利 第三付 八 十 年 庫 回 債 券	利 第三付 七 十 年 庫 回 債 券	利 第三付 六 十 年 庫 回 債 券	利 回 第二付 百 十 年 庫 二 年 庫 十 年 庫 九 年 庫	利 第二付 百 十 年 庫 二 年 庫 十 年 庫 九 年 庫	利 第二付 百 十 年 庫 二 年 庫 十 年 庫 九 年 庫	名 称 及 び 記 号
二 ・ ○ %	一 ・ 一 %	一 ・ 四 %	一 ・ 八 %	二 ・ 三 %	二 ・ 四 %	一 ・ 八 %	一 ・ 六 %	一 ・ 八 %	利 率 (年)
十年平 日十成 二四 月十 二五	日年平 三成 月四 二十 十五	十年平 日十成 二四 月十 二四	十年平 二十成 日一四 月十 二十四	日年平 五成 月四 二十 二三	十年平 日十成 一四 月十 二三	日年平 九成 月四 二十 十二	日年平 六成 月四 二十 十二	日年平 六成 月四 二十 十二	償 還 期 限
億二 円百 二 十八	億二 円百 五 十九	四 十 五 億 円	七十 億 円	億三 円百 三 十二	三百 二 億 円	十 億 円	五 十 三 億 円	二 億 円	(発 額 面 行 金 額)

利	利	利	利	利	利	利	利	利	利	利	利	利	利	利
第三付	第三付	第三付	第三付	第三付	第三付	第三付	第三付	第三付	第三付	第三付	第三付	第三付	第三付	第三付
三十国	三十国	三十国	二十国	二十国	二十国	二十国	二十国	二十国	二十国	十国	十国	十国	十国	十国
十年庫	十年庫	十年庫	十年庫	十年庫	十年庫	十年庫	十年庫	十年庫	九年庫	八年庫	七年庫	七年庫	五年庫	五年庫
三一債 回券	一債回券	一債回券	九債回券	五債回券	三債回券	二債回券	一債回券	回債券	回債券	回債券	回債券	回債券	回債券	回債券
)))))))))))))))
二 ・ ○ %	二 ・ 二 %	二 ・ 三 %	二 ・ 四 %	二 ・ 三 %	二 ・ 五 %	二 ・ 五 %	二 ・ 三 %	二 ・ 五 %	二 ・ 三 %	二 ・ 三 %	二 ・ 四 %	二 ・ 五 %	二 ・ 五 %	二 ・ 五 %
日年平 九成 月五 二十 十二	日年平 九成 月五 二十 十一	日年平 三成 月五 二十 十一	九平 月成 二五 十日	十年平 日十成 二四 月十	日年平 六成 月四 二八	日年平 三成 月四 二八	十年平 日十成 二四 月十	日年平 九成 月四 二七	日年平 六成 月四 二十七	日年平 三成 月四 二十七	日年平 六成 月四 二十七	日年平 三成 月四 二十六	日年平 六成 月四 二十六	日年平 六成 月四 二十六
百九億円	七十五億円	円百二十二億	円二百九十一億	八十五億	四十五億	六十四億	億二円三十六	四億円	十八億円	八十五億	円百二十七億	億四百三十九億	円二百三十九億	億四百三十九億

